

「手術給付金」「放射線治療給付金」のお支払いについて 【医科診療報酬点数表の手術料算定約款】

アクサ生命保険株式会社
平成28年5月1日 更新



【必ずご確認ください！】
お手元のご契約約款上の手術に対する保障を必ずご確認ください
(以下のご説明は医科診療報酬点数表の手術料算定対象となる手術が対象となるものとなります)。

1. 手術給付金のお支払い要件について (医科診療報酬点数表の手術料算定約款上の定義)

お支払い対象となる手術は以下の通りです。

疾病または不慮の事故、不慮の事故以外の外因を原因とし、治療を直接の目的とした公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に「手術料」の算定対象として列挙されている手術（「歯科診療報酬点数表」によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されていることが要件となります）。

(無解約払いもどし金型終身医療保険 (09) 約款より)

ただし、つぎに該当するものを除きます。

【約款上除外されている手術】

- (1) 創傷処理
- (2) 皮膚切開術
- (3) デブリードマン
- (4) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- (5) 外耳道異物除去術
- (6) 鼻内異物摘出術
- (7) 抜歯手術

2. その他取り扱いについて

①手術を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。

②医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されていない手術は、手術給付金のお支払対象となりません。

【医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されておらずお支払対象外となる手術の例(平成27年10月現在)】

- (1) 屈折矯正手術 (近視矯正手術など) および調節異常矯正手術 (遠視矯正手術など)
…手術料の算定対象として列挙されていない手術ではないため。
- (2) 輸血、造血幹細胞採取、造血幹細胞移植、術中術後自己血回収術および自己生体組織接着剤作成術
…医科診療報酬点数表においては輸血料の算定対象となるため。
- (3) 臓器穿刺および組織採取など
…医科診療報酬点数表においては検査料の算定対象となるため。
- (4) 持続的胸腔ドレナージ、持続的腹腔ドレナージおよびエタノールの局所注入など
…医科診療報酬点数表においては処置料の算定対象となるため。

※医科診療報酬点数表の改正により変更になることがあります。

③被保険者が同一の日に手術を複数回受けられたとき (1つの手術を2日以上にわたって受けられた場合には、その手術の開始日をその手術を受けられた日とみなします。) は、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ、手術給付金をお支払いします。

④被保険者が、同一の手術を複数回受けられた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けられた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術については、それらの手術のうち給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

【医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術(平成27年10月現在)】

「皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術」「組織拡張器による再建手術」「難治性骨折電磁波電気治療法」「難治性骨折超音波治療法」「超音波骨折治療法」「体外衝撃波疼痛治療術」「網膜光凝固術」「鼓膜穿孔閉鎖術」「乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術」「食道・胃静脈瘤硬化療法(内視鏡によるもの)」「内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術」「下肢静脈瘤手術(硬化療法)」「胸水・腹水濾過濃縮再静注法」「体外衝撃波胆石破砕術」「肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法」「肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法」「体外衝撃波腎・尿管結石破砕術」「尿失禁又は膀胱尿管逆流現象コラーゲン注入手術」「経尿道的前立腺高温度治療」「焦点式高エネルギー超音波療法」「膀胱尿管逆流症手術(治療用注入材によるもの)」「自家培養軟骨組織採取術」「体外衝撃波膀胱破砕術」「胎児胸腔・羊水腔シャント術」「唾石摘出術」

※医科診療報酬点数表の改正により変更になることがあります。

⑤医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術があります。
その手術については、その手術を受けられた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

【医科診療報酬点数表において手術料が1日につき算定される手術(平成27年10月現在)】

「大動脈バルーンパンピング法」「人工心肺」「経皮的心肺補助法」「補助人工心臓」「植込型補助人工心臓(拍動流型)」「植込型補助人工心臓(非拍動流型)」

※医科診療報酬点数表の改正により変更になることがあります。

3. 放射線治療給付金のお支払い要件(診療報酬点数表の放射線治療料算定約款上の定義)

お支払い対象となる放射線治療は以下の通りです。

疾病または不慮の事故、不慮の事故以外の外因を原因とし、治療を直接の目的とした公的医療保険制度における「医科診療報酬点数表」に「放射線治療料」の算定対象として列挙されている放射線治療(「歯科診療報酬点数表」によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されていることが要件となります)。(無解約払いもどし金型終身医療保険(09)約款より)

4. その他取り扱いについて

①放射線治療を受けられた時点の医科診療報酬点数表が適用されます。

②血液照射は放射線治療料の算定対象となりますが、被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血用血液に対して放射線照射を行うものであるため、放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。

③放射線治療管理料は放射線治療料の算定対象となりますが、放射線治療に際して線量分布図の作成やそれにもとづく照射計画・管理に対して算定されるものであり、生体に対する放射線照射自体に対する算定ではないため、放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。

④放射線治療給付金のお支払いは、60日に1回のみとなります。すでに放射線治療給付金のお支払事由に該当している場合には、放射線治療給付金が支払われることとなった最後の放射線治療を受けられた日からその日を含めて60日経過していることを要します。